

非 所沢市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（こども加算）申請書（請求書） （申請を必要とする世帯の場合）

（宛先）所沢市長

申請日			
令和	年	月	日

右面の「6 誓約・同意事項」に誓約・同意の上、申請・請求します。

1 申請・請求者（世帯主）

フリガナ 氏名	生年月日	年齢	現住所
	大正・昭和・平成 年 月 日	歳	〒 埼玉県所沢市 電話番号 ()

2 加算給付対象児童

○令和5年12月1日時点で「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）
○令和5年12月1日時点で「申請・請求者」が扶養している別世帯の18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）
○「申請・請求者」が扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児
※すでに所沢市もしくは他自治体で、非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対するこども加算分を受給済みの児童は対象外です。（申請書への記載は不要です。）
※世帯主が18歳以下の児童本人となる場合は支給の対象にはなりません。

以下に対象となる児童についての情報をご記入ください。

	フリガナ 氏名	生年月日	現住所が 令和5年1月1日 時点の住所と	令和5年1月1日時点の住所（現住所と異なる場合に記載）
1		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
2		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
3		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
4		平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	

3 申請・請求額欄

以下に、2で記入した対象となる児童の人数と、今回申請する金額をご記入ください。

（対象となる児童の人数） 人 × 50,000円 = （申請・請求額） 円

4 振込口座（原則、1の申請・請求者の口座とします）

以下にご記入の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。 ※長期間入金のない口座を記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください）	口座名義（カナ） 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店・支店 本所・支所 出張所	1普通 2当座		

5 代理申請（請求）・受給を行う場合

代理申請（請求）・受給を行う場合は、以下に代理人の情報をご記入ください。

フリガナ 代理人氏名	世帯主との 関係	代理人生年月日	代理人住所
		大正・昭和・平成 年 月 日	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()

以下の①・②・③のうち、該当するものに「✓」を入れてください。
上記の者を代理人と認め、価格高騰重点支援給付金（こども加算）の

<input type="checkbox"/> ①確認・請求（申請・代理人 受給：世帯主）	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	印
<input type="checkbox"/> ②受給（申請：世帯主 受給：代理人）			
<input type="checkbox"/> ③確認・請求及び受給（申請・受給：代理人）			

※世帯主氏名は元々の給付対象者の氏名になります。
※法定代理人の場合は、世帯主氏名欄の記入は不要です。

右面も必ずご確認ください

6 誓約・同意事項

全ての項目を確認し、誓約同意欄に署名をしてください。

① 所沢市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（こども加算）（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。

※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 世帯の全員が令和5年度住民税非課税である。
- イ 令和5年度住民税が課されている方の扶養を受けている者、地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者のみからなる世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からない場合は、両親、子ども等家族に確認してください。
- ウ 世帯の中に租税条約による免除の適用を届け出ている者がいない。
- エ 世帯に平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる場合、生計を同一にしている。
- オ 別世帯で扶養している平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる場合で、その別世帯の児童について本申請者以外にこども加算の支給対象となる世帯主がいない。
- カ 令和5年12月2日以降に出生した新生児について、申請日時点で扶養している。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ いずれの市区町村においても、給付金（こども加算）を受給していません。

④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、所沢市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと又は必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、若しくは提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、所沢市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑦ 所沢市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年8月30日までに、所沢市が申請・請求者に連絡又は確認ができない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金の支給後、この申請書（請求書）の記載事項や給付金の支給要件について虚偽であることが判明した場合、又は、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には給付金を返還します。

上記の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。この申請（請求）の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請・請求者氏名

提出書類

※添付書類が準備できたら□にレ点を入れてください。

- 『所沢市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（こども加算）申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）』（本書）
- 『申請・請求者（代理受給される場合は、代理人）の本人確認書類の写し（コピー）』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※通帳又はキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人（カナ）を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）
（申請・請求者が属する世帯において令和5年1月1日時点で所沢市に住民登録がない方全員分）

令和5年12月1日時点で別世帯の児童のこども加算を申請する場合、①と②が必要です。

- ①『別世帯の児童の住民票（世帯全員が記載されたもの）の写し（コピー）』 ※発行から3か月以内のもの
- ②『別世帯の児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し（コピー）』 ※発行から3か月以内のもの

令和5年12月2日以降に出生し、所沢市に一度も住民登録がない新生児のこども加算を申請する場合、①と②が必要です。

- ①『新生児を含む世帯全員が記載された住民票の写し（コピー）』
- ②『新生児と申請・請求者の関係がわかる戸籍謄本の写し（コピー）』

【提出前にご確認ください。】

チェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）